

賃貸住宅の敷金返還トラブル

相談事例

子どもが4年間住んだ賃貸アパートを退去しました。敷金は12万円でしたが、壁のクロスやフローリングの張替え、ハウスクリーニングなどの費用を引かれ、数千円しか返金されませんでした。部屋はきれいに使用しており、特に傷んだ箇所もないので、納得できません。

アドバイス

引越しの多い3月に多く寄せられる敷金返還の問題です。「敷金」は、借主が家賃を滞納したり、不注意で物件を損傷しない限りは返金されるべきものです（タバコやペットによるものは借主負担です）。経年劣化や通常の使用による傷みの修復は月々の家賃に含まれます。納得できないときは、請求明細を出してもらい、検討・交渉しましょう。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が参考になります。

トラブルを防止するためには、

- ① 契約前 必ず契約書の内容をよく検討してください。一方的に不利な特約は交渉し、ダメならば他の物件にすることも必要です。
- ② 入居前 必ず物件を家主（不動産業者）と立会確認し、既にある傷や染みは写真を撮るなど記録を残してください。
- ③ 退去時 家主（不動産業者）の立会を求め、借主の責任となる損傷があるかについて双方で確認する必要があるです。

岩美町消費生活相談窓口

《面談相談》 毎週金曜日 午前9時～午後4時
(祝日を除く)
岩美町役場 2階中会議室
(場所に変更になることがあります)
《電話相談》 毎週火～金曜日 午前9時～午後4時
(祝日を除く)
☎73-1444

乗らなくなった軽自動車・原動機付自転車・農耕車の 廃車又は名義変更の手続きはお早めに!!

みなさんのお宅に乗らなくなった軽自動車、原動機付自転車、農耕車はありませんか？

軽自動車税は毎年4月1日時点の所有者に課税されます。

廃車、名義変更の手続きを4月1日までに行っていない場合、もとの所有者にその年度の軽自動車税が課税されますので、すみやかに手続きをお願いします。

岩美町役場では、原動機付自転車・農耕車の手続きができます。

その他の車両は下記問い合わせ先での手続きが必要となります。

☆廃車手続きに必要なもの☆

- ・ナンバープレート（紛失の場合でも廃車できますが、弁償金200円が必要です。）
- ・所有者の印鑑

※最近、農耕車を買替え後の登録変更がされていない車両があります。届出は適正に行うようご協力をお願いします。詳しくは下記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ◎原動機付自転車・農耕車等…………… 役場税務課 ☎0857-73-1413
- ◎軽自動車（三輪・四輪）…………… 軽自動車検査協会 鳥取事務所 ☎0857-28-7001
- ◎軽自動車（二輪）…………… (社) 全国軽自動車協会連合会 鳥取県事務取扱所 ☎0857-28-7021
- ◎二輪の小型自動車（250cc以上のバイク）…………… 中国運輸局鳥取運輸支局 ☎0857-22-4154

有料広告

広報「いわみ」に掲載する
広告(有料)を募集します。

【問い合わせ先】

企画財政課 ☎73-1412

1000万人のガンバリサポート!! スポーツ安全保険

この保険は、スポーツ・文化・ボランティア・地域活動等を行う5名以上の団体を対象として、活動中とその往復途上の傷害事故・賠償責任を負う事故を補償するものです。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org>

☎0857-28-1288 (財)スポーツ安全協会鳥取県支部

有料広告